

北海道自動車産業集積促進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、北海道自動車産業集積促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、道内の自動車産業に関連する企業、経済・業界団体、教育機関、行政等が連携して、自動車産業の立地や地場企業の自動車産業への参入に向けた具体的な取り組みを行い、もって本道における自動車産業の集積を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本道における自動車産業の集積に資する事業
- (2) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、次の者により構成する。

- (1) 自動車関連企業やこれから自動車産業に参入しようとする企業
- (2) 道内での自動車産業の集積促進に協力しようとする金融機関・教育機関・団体・行政等

(入会及び退会)

第5条 協議会の入退会を希望する者は、代表の承認を得て入退会することができる。

(総会)

第6条 総会は、代表が招集する。

- 2 総会は、協議会の事業及び運営に関する基本的事項について、審議・決定する。
- 3 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決する。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 代表 2名
 - (2) 幹事 若干名
- 2 代表及び幹事は、会員の中から総会において選任する。
 - 3 代表は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - 4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第8条 協議会には幹事会を置く。

- 2 幹事会は、必要に応じ、代表が招集する。
- 3 幹事会は第3条に規定する事業の執行に関する事項、その他代表が必要と認める事項について、審議する。

(顧問等)

第9条 協議会の事業等に関して助言を得るため、顧問及び特別顧問等を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、北海道経済部に事務局を置く。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が設立された年度の事業年度は、協議会設立の日から始まるものとする。

(会費)

第12条 会費は無料とする。

ただし、一部事業の実施に伴い、参加負担金等を徴収することができる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は代表が別に定める。

附則

この会則は、平成18年8月3日から施行する。